

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二十日法律第四十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において
政令で定める日